

業務仕様書

業務の実施条件

1. 支援業務実施期間

契約日より概ね1月を超えない日～令和5年1月31日

事業完了日

令和5年2月2日(完了報告書の提出期限)

2. 実施日時

平日 8 時30分 ~ 16 時 45 分 のうちで 7 時間 週あたり 35 時間

※学校行事の関係で実施日が土日祝祭日に振替えられる場合がある。

※1名が原則として2校を担当し、週あたりそれぞれ2日を学校に常駐する日として割り当てる。残りの1日は教育委員会等を含め状況に応じて支援先等を決定します。

※支援員が定員に満たなかった場合は3校などになる場合があります。

※教育委員会への支援日において月一日程度を目安に、状況報告および今後の支援内容について報告協議の実施があります。

※支援員の年次有給休暇の行使などによる代替の配置は必須としません。

ただし、支援業務の受託期間1月につき1日程度を限度とします。また、受託期間全体での融通を可能とします。これを超えて支援業務の実施が行われない場合は、1人1日につき契約額(1人1月分)を20で除した金額を減額するものとします。

業務の内容

- ・GIGA スクール端末不具合切り分け
- ・同端末の活用操作指導(一部支援)
- ・既存の電子黒板等の ICT 機器と GIGA スクール端末等を組み合わせた授業の支援
- ・GIGA スクール利用者 ID 管理支援
- ・コンピュータ教室における GIGA タブレットの活用支援
- ・CBT 実施支援
- ・学習者用デジタル教科書の活用支援

※ネットワークや Intune などの設計・設定変更・運用は業務に含まれません。教育委員会が担います。ただし、IP アドレス、無線への接続や授業環境で使用するソフトウェアの直接導入・設定作業は業務の範囲内で支援員が実施する場合があります。

また、授業環境を現場へ提案する場合等においてネットワークや Intune での作業を教育委員会へ依頼することは可能です。(ただし、時期などにより希望に添えない場合があります。)

導入ソフトウェア

本業務に際して使用が想定されるソフトウェアは以下のとおりです。

- ・Micorosoft365
- ・MicrosoftTeams
- ・まなびポケット
- ・SkyMenu for Cloud
- ・タブレットドリル(東京書籍)
- ・学習者用デジタル教科書(含むそれぞれの使用するプラットフォーム)
- ・SchoolShuttle(ログデンス)
- ・MicrosoftEdge

注意事項

原則として、請負・派遣何れの契約形態であったとしても、支援員に係る教育・技術的な支援などは受託者が責任をもって行うこととします。教育委員会は運用ルールの伝達、所有するパラメータ情報など必要情報の提供に限ります。

構築業者等からの技術支援はありません。必要な場合は受託者の負担において依頼してください。なお、導入しているソフトウェアなどの使用契約に含まれるインシデント数が限られないサポートなどを利用することは可能です。

設定の変更等を実施する場合は、予め教育委員会の担当者と協議を行う事とします。

業務の実施にあたっては情報セキュリティ、コンプライアンスなどに留意し、適宜教育委員会担当者に相談するようにしてください。

学校において給食の提供を希望する場合は、実費(月額)を負担してください。